

本新旧対照表は、2024年12月20日付の有価証券届出書の訂正届出書の訂正内容に対応する新旧対照表です。

訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)	(訂正後)
<p>第一部【証券情報】</p> <p>【募集又は売出しに関する特別記載事項】</p> <p>本募集の目的および背景</p> <p>(後略)</p>	<p>第一部【証券情報】</p> <p>【募集又は売出しに関する特別記載事項】</p> <p><u>1 本募集の目的および背景</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>2 カブアンド種類株式の買取りについて</u></p> <p><u>2027年12月31日までに当社の発行する株式がいずれの金融商品取引所にも上場しなかった場合、当社は、当社が指定する条件及び方法により、本募集でカブアンド種類株式を取得し買取りを希望する者から、カブアンド種類株式について、会社法その他法令上必要な手続を経て、当社が指定する評価機関により算定される、その時点のカブアンド種類株式の評価額(以下「評価額」といいます。)</u>による買取りに応じるものとします。ただし、評価額が、カブアンド種類株式の払込金額相当額に1.2の割合を乗じた金額(以下「買取上限金額」といいます。)を上回る場合には、買取上限金額での買取りとします。なお、買取上限金額は買取りに係る価格の上限を示すものであって、評価額が買取上限金額を下回る場合は、評価額での買取りとなります。</p>